

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年1月24日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 社会福祉事業が主たる地位を占める規模となるよう、引き続き改善を図ること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>社会福祉法人は、サービス活動費用計の比率において、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占める必要がある。</p> <p>貴法人においては、これまでの業務見直しによって社会福祉事業の拡充に努められているところであるので、今後も引き続き社会福祉事業の拡充を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">(法第22条)(審査基準第1の1(1))</p>	<p>令和5年度事業の決算から、社会福祉事業が主たる地位を占める予定である。</p>
2	<p>社会福祉法人会計基準に基づいた勘定科目等による総勘定元帳が作成されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人からは「当協会の現在の会計システムでは、資金収支計算書に関する科目の総勘定元帳が出力できない状況となっている。今後、当協会の社会福祉事業が主たる地位を占めるに至った場合に、導入に取り組みたいと考えているが、導入に当たっては、多額の経費が必要なことから、財源確保が課題であるが、確保に向けて努力していく。」旨回答されているが、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき作成する必要があるので、必ず作成すること。</p> <p style="text-align: center;">(留意事項2(3)、25)</p>	<p>令和7年度会計から、新しい会計システムが運用できるよう、令和6年度から新しい会計システムの導入に取り組む。</p>
3	<p>附属明細書について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① 補助金事業等収益明細書について、区分欄に記載がなく、また、交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳欄に拠点区分ごとの金額が記載されていなかった。</p> <p>② 事業区分間及び拠点区分繰入金明細書について、繰入金の財源欄に記載されてい</p>	<p>附属明細書の作成について、今後、様式に従って作成する。</p>

	<p>なかった。 については、附属明細書の作成について、様式に従って作成すること。 (運用上の取扱い26 (1))</p>	
--	---	--